



薬食発第0210001号
平成17年2月10日

都道府県知事
各 政 令 市 長 殿
特 別 区 長

厚生労働省医薬食品局長

処方せん医薬品の指定について

薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号。以下「薬事法等一部改正法」という。）による改正後の薬事法（昭和35年法律第145号。以下「新薬事法」という。）の規定に基づき、平成17年厚生労働省告示第24号（薬事法第49条第1項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品。以下「新指定告示」という。）が別添のとおり告示され、平成17年4月1日より適用されることとなりました。つきましては、下記事項に御留意の上、関係方面に周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、この告示の適用に伴い、昭和36年厚生労働省告示第17号（薬事法第49条第1項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品）は平成17年3月31日限り廃止します。

記

1. 処方せん医薬品の指定の趣旨

現在、薬事法等一部改正法による改正前の薬事法（以下「旧薬事法」という。）第49条第1項の規定により、薬局開設者又は医薬品の販売業者が処方せんの交付又は指示を受けた者以外の者に対して販売又は授与（以下「販売等」という。）できない医薬品を要指示医薬品として指定しているところである。

今般、医療の実情や他の法規制に照らし、要指示医薬品として指定されていなくとも、医師等の処方せん又は指示により販売又は授与されてきた注射剤や麻薬製剤等の医薬品の適正使用を一層徹底するため及び口頭指示等による明瞭でない販売等を改めるため、新薬事法において、呼称を要指示医薬品から処方せん医薬品と改めるとともに、処方せんの交付を受けた者に対してのみ、薬局開設者又は医薬品の販売業者が処方せん医薬品の販売等できることとしたものである。

なお、処方せん医薬品の指定の根拠条文である新薬事法第49条第1項の立法趣旨は、旧薬事法のそれと同じである。

2. 新指定告示の要旨

- (1) 医薬品として承認されているもののうち、医師、歯科医師又は獣医師（以下「医師等」という。）の処方せんに基づいて使用すべきものとして、以下に該当するものを処方せん医薬品として指定したこと。
 - ① 医師等の診断に基づき、治療方針が検討され、耐性菌を生じやすい又は使用方法が難しい等のため、患者の病状や体质等に応じて適切に選択されなければ、安全かつ有効に使用できないもの
 - ② 重篤な副作用等のおそれがあるため、その発現の防止のために、定期的な医学的検査を行う等により、患者の状態を把握する必要があるもの
 - ③ 併せ持つ興奮作用、依存性等のため、本来の目的以外の目的に使用されるおそれがあるもの
- (2) 旧薬事法における要指示医薬品については、(1)に該当するものとして、処方せん医薬品として指定されるものであること。
- (3) 放射性医薬品、麻薬、向精神薬、覚せい剤、覚せい剤原料、特定生物由来製品及び注射剤については、(1)に該当するものとして、これらすべてが処方せん医薬品として指定されるものであること。なお、これらについては、それぞれ新指定告示第1号から第7号に規定しており、有効成分の表記（第8号）による指定ではないことに留意されたい。
- (4) 新指定告示第7号については、人工腎臓用透析液及び医療用注入器を用いて体内に直接適用する固形製剤も含まれるものであること。
- (5) 新指定告示第8号関係
 - ① 製剤に含まれる有効成分が同号に掲げるもの、その塩類、それらの水和物及びそれらの誘導体からなるもの（殺そ剤を除く。）が処方せん医薬品として指定されること。
 - ② 複数の有効成分を含有する製剤については、新指定告示上、含有するすべての有効成分を塩類、水和物及び誘導体までを含めた形で表記し、指定対象品目の明確化を図ったこと。
 - ③ 歯科用薬剤は外用剤には含まれないものであること。
- (6) 上記にかかわらず、体外診断用医薬品については処方せん医薬品として指定されないものであること。

3. 運用上留意すべき事項

- (1) 新指定告示に掲げるすべての処方せん医薬品（平成17年4月1日に現に存するものも含む。）について、平成17年4月1日より適用するものであること。
- (2) 処方せん医薬品については第1種医薬品製造販売業許可、処方せん医薬品以外の医薬品については第2種医薬品製造販売業許可を受けた者でなければ、業として医薬品を製造販売してはならないこと。
- (3) 薬事法附則第14条第1項及び第2項の規定により、下記品目については、平成19年3月31日までは新薬事法の規定に適合する表示がされているものとみなすこと。

- ① 平成17年4月1日に現に存するものであって、旧薬事法に適合する表示がなされているもの
 - ② 平成17年4月1日に現に旧薬事法に適合する表示がなされている容器若しくは包装又は添付文書（以下「添付文書等」という。）であって、平成18年3月31日までに添付文書等として使用されたもの
- (4) 処方せん医薬品を取扱う製造販売業者は、その取扱う医薬品が処方せん医薬品である旨の情報提供等を適切に行うこと。特に、旧薬事法において要指示医薬品に指定されていなかったもので、今般、処方せん医薬品に指定されたものについては、周知を徹底すること。
- (5) 新指定告示及びこの通知発出に伴い、平成17年4月1日より、以下の通知中ににおいて「要指示医薬品」とあるのは「処方せん医薬品」と、「製造業者又は輸入販売業者」とあるのは「製造販売業者」と読み替える。
- ① 「医療用医薬品添付文書の記載要領について（平成9年4月25日付薬発第606号薬務局長通知）」
 - ② 「医療用医薬品添付文書の記載要領について（平成9年4月25日付薬安第59号薬務局安全課長通知）」
 - ③ 「医療用医薬品の使用上の注意記載要領について（平成9年4月25日付薬発第607号薬務局長通知）」
 - ④ 「ワクチン類等の添付文書の記載要領について（平成11年1月13日付医薬発第20号医薬安全局長通知）」
 - ⑤ 「ワクチン類等の添付文書の記載要領について（平成11年1月13日付医薬安第1号医薬安全局安全対策課長通知）」
 - ⑥ 「ワクチン類等の接種（使用）上の注意記載要領について（平成11年1月13日付医薬発第21号医薬安全局長通知）」

○厚生労働省告示第二十四号

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品を次のように定め、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)第二条の規定の施行の日(平成十七年四月一日)から適用し、昭和三十六年厚生労働省告示第十七号(薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品)は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。

平成十七年二月十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品

次に掲げる医薬品(専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。)

一 放射性医薬品(放射性医薬品の製造及び取扱規則(昭和三十六年厚生省令第四号)第一条第一号に規定する放射性医薬品をいう。)

二 麻薬(麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一号に規定する麻薬をいう。)

三 向精神薬(麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第六号に規定する向精神薬をいう。)

四 覚せい剤(覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第二条第一項に規定する覚せい剤原料をいう。)

五 覚せい剤原料(覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第二条第五項に規定する覚せい剤原料をいう。)

六 特定生物由来製品(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十項に規定する特定生物由来製品をいう。)

七 注射剤(前各号に掲げるものを除く。)

八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤(前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。)。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。

- (1) アカルボース
- (2) アクタリット
- (3) アクチノマイシンC
- (4) ハーアザグアニン
- (5) アザセトロン
- (6) アザチオプリン
- (7) 亜酸化窒素
- (8) 亜酸化窒素・酸素
- (9) アシクロビル。ただし、外用剤を除く。
- (10) アジスロマイシン
- (11) アジマリン
- (12) 亜硝酸アミル
- (13) アステミゾール
- (14) アセグラトン
- (15) アセタゾラミド
- (16) アセチルスピラマイシン
- (17) アセチルフェネトライド
- (18) アセチロマー
- (19) アセトヘキサミド
- (20) アセブトロール
- (21) アセメタシン
- (22) アゼルニジピン
- (23) アゾセミド
- (24) アタザナビル
- (25) アテノロール
- (26) アデホビルピボキシル
- (27) アトルバスタチン
- (28) アナストロゾール
- (29) アニラセタム
- (30) アバカビル

- (31) アプラクロニジン
- (32) アプリンジン
- (33) アフロクアロン
- (34) アマンタジン
- (35) アミオダロン
- (36) アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン
- (37) アミトリピチリン
- (38) アミノ安息香酸エチル。ただし、歯科用製剤に限る。
- (39) アミノ安息香酸エチル・塩酸テトラカイン・塩酸ジブカイン・ホモスルファミン
- (40) アミノ安息香酸エチル・パラブチルアミノ安息香酸ジエチルアミノエチル
- (41) アミノ酢酸チアンフェニコール
- (42) アミノフィリン
- (43) アムホテリシンB
- (44) アムロジピン
- (45) アモキサピン
- (46) アモキシシリソ
- (47) アモキシシリソ・クラブラン酸カリウム
- (48) アモスラロール
- (49) アラセプリル
- (50) アラニジピン
- (51) アリルエストレノール
- (52) アルギン酸ナトリウム。ただし、内用剤を除く。
- (53) アルファ・アルファージフェニルピペリジンメタノール
- (54) アルファアキサロン
- (55) アルプレノロール
- (56) アルプロスタジル アルファデクス
- (57) アルベンダゾール
- (58) アルミノパラアミノサリチル酸
- (59) アレルゲンをろ紙に浸み込ませて乾燥したもの
- (60) アレンドロン酸
- (61) アロチノロール
- (62) アロブリノール
- (63) アンシタビン
- (64) アンピシリン
- (65) アンピシリン・クロキサシリンナトリウム
- (66) アンピシリン・ジクロキサシリンナトリウム
- (67) アンプレナビル
- (68) イソカルボキサジド
- (69) イソソルビド
- (70) イソニアジド
- (71) イソニアジドメタンスルホン酸
- (72) イソブゾール
- (73) イソフルラン
- (74) インプレナリン。ただし、内用剤を除く。
- (75) 一硝酸イソソルビド
- (76) イトラコナゾール
- (77) イノシン プラノベクス
- (78) イプリフラボン
- (79) イベルメクチン
- (80) イマチニブ
- (81) イミダブリル
- (82) イミプラミン
- (83) インジセトロン
- (84) インジナビル
- (85) インダパミド
- (86) インデノロール
- (87) インドメタシン。ただし、外用剤(坐剤を除く。)を除く。
- (88) インドメタシン ファルネシル

- (89) インプロスルファン
- (90) ウベニメクス
- (91) ウラピジル
- (92) エキサメタジム
- (93) エキセメスタン
- (94) エグアレン
- (95) エスクロルビノール
- (96) エストラジオール。ただし、外用剤(貼付剤を除く。)を除く。
- (97) エストリオール
- (98) エタンブトール
- (99) エチオナミド
- (100) エチゾラム
- (101) エチドロン酸
- (102) エチニルエストラジオール。ただし、外用剤を除く。
- (103) エチニルエストラジオール・酢酸エチノジオール
- (104) エチニルエストラジオール・デソゲストレル
- (105) エチニルエストラジオール・ノルエチステロン
- (106) エチニルエストラジオール・ノルゲストレル
- (107) エチニルエストラジオール・メチルエストレノロン
- (108) エチニルエストラジオール・レボノルゲストレル
- (109) エチニルチクロヘキシルカルバミン酸エステル
- (110) エチルパラニトロフェニルエチルホスホネイト
- (111) β -エトオキシエチルメタアクリル樹脂・テトラメチルチウラムジスルフィド
- (112) エトスクシミド
- (113) エトトイン
- (114) エトポシド
- (115) エトレチナート
- (116) エナラプリル
- (117) エヌ-(アミノプロピル)-ジベンゾジヒドロアゼピン
- (118) エヌ・エ'ヌ-(一・二-エチレン)ビス-エル-システインジエチルエステル
- (119) エヌ-(パラクロルベンゼンスルホニル)-エヌ-ピロリジノウレア
- (120) エヌ-ヒドロキシエチルピペラジルプロピルジベンゾアゼピン
- (121) エノキサシン
- (122) エバスチン
- (123) エパルレstatt
- (124) エピジヒドロコレステリン
- (125) エピネフリン。ただし、外用剤(眼科用剤及び耳鼻科用剤を除く。)を除く。
- (126) エファビレンツ
- (127) エペリゾン
- (128) エホニジピン
- (129) エリスロマイシン。ただし、外用剤(眼科用剤を除く。)を除く。
- (130) エレトリプタン
- (131) 塩化アルミニウム・塩化セチルピリジニウム・リドカイン
- (132) 塩化カリウム・塩化ナトリウム・炭酸水素ナトリウム・無水硫酸ナトリウム
- (133) 塩化ニトロブルーテトラゾリウム
- (134) 塩化レボカルニチン
- (135) 塩酸オキシテラサイクリン・酢酸ヒドロコルチゾン
- (136) 塩酸オキシテラサイクリン・硫酸ポリミキシンB。ただし、外用剤(眼科用剤を除く。)を除く。
- (137) エンフルラン
- (138) エンプロスチル
- (139) エンラマイシン
- (140) オキシテラサイクリン
- (141) オキシフェドリン
- (142) オキシフェンブタゾン
- (143) オキシペルチン
- (144) オクスピレノロール
- (145) オセルタミビル
- (146) オフロキサシン

- (147) オメプラゾール
- (148) オーラノフィン
- (149) オランザピン
- (150) オルシプレナリン。ただし、内用剤を除く。
- (151) 一(オルトクロルベンツヒドリル—ニ—オキシエチル)—四—オルトメチルベンジルピペラジン
- (152) オルノプロスチル
- (153) オルメサルタン メドキソミル
- (154) オレアンドマイシン
- (155) オンダンセトロン
- (156) ガチフロキサシン
- (157) カドララジン
- (158) カナマイシン。ただし、外用剤を除く。
- (159) カプトプリル
- (160) カプレオマイシン
- (161) カペシタビン
- (162) カベルゴリン
- (163) カモスタッフ
- (164) カルグトシン
- (165) カルシポトリオール
- (166) カルチノフィリン
- (167) カルテオロール。ただし、外用剤を除く。
- (168) カルバマゼピン
- (169) カルピプラミン
- (170) カルベジロール
- (171) カルボクロメン
- (172) カルボコン
- (173) カルボマイシン
- (174) カルモフル
- (175) ガンシクロビル
- (176) 乾燥甲状腺
- (177) 乾燥BCG
- (178) カンデサルタン シレキセチル
- (179) キセノン
- (180) キタサマイシン
- (181) キナプリル
- (182) キニーネ
- (183) キニジン
- (184) グアナベンズ
- (185) グアンファシン
- (186) クエチアピン
- (187) クエン酸カリウム・クエン酸ナトリウム
- (188) クエン酸鉄アンモニウム
- (189) クエン酸マグネシウム
- (190) グラニセトロン
- (191) グラフェニン
- (192) クラリスロマイシン
- (193) グリクラジド
- (194) グリクロピラミド
- (195) グリセオフルビン
- (196) クリノフィブラー
- (197) グリブゾール
- (198) グリベンクラミド
- (199) グリミジン
- (200) グリメピリド
- (201) クリンダマイシン
- (202) クロカプラミン
- (203) クロスピプラミン
- (204) クロチアピン

- (205) クロニジン
- (206) クロファジミン
- (207) クロフィブラーート
- (208) クロフェゾン
- (209) クロミフェン
- (210) クロミプラミン
- (211) クロモマイシンA3
- (212) クロラムフェニコール。ただし、外用剤(眼科用剤及び耳鼻科用剤を除く。)を除く。
- (213) クロラムフェニコール・コリスチンメタンスルホン酸ナトリウム
- (214) クロルタリドン
- (215) クロルプレナリン
- (216) クロルプロパミド
- (217) クロルプロマジン
- (218) クロルマジノン
- (219) クロロキン
- (220) 経口生ポリオワクチン
- (221) 結合型エストロゲン
- (222) ケトフェニルブタジン
- (223) ゲフィチニブ
- (224) ゲメプロスト
- (225) 健康なウシ肺抽出物で、一定比率のリン脂質、遊離脂肪酸、トリグリセライドを有するもの
- (226) ゲンタマイシン。ただし、外用剤(眼科用剤を除く。)を除く。
- (227) コバルトプロトポルフィリン
- (228) コリスチン
- (229) コリスチンメタンスルホン酸
- (230) コリスチンメタンスルホン酸ナトリウム・塩酸テトラサイクリン
- (231) コリスチンメタンスルホン酸ナトリウム・ラクトビオン酸エリスロマイシン
- (232) コリンテオフィリン
- (233) コルチゾン。ただし、外用剤を除く。
- (234) コルヒチン
- (235) コレスチミド
- (236) コレスチラミン
- (237) サイクロセリン
- (238) サキナビル
- (239) 酢酸クロルマジノン・メストラノール
- (240) 酢酸ヒドロコルチゾン・ヒノキチオール・アミノ安息香酸エチル
- (241) 酢酸フルドロコルチゾン
- (242) ザナミビル
- (243) サニルブジン
- (244) サプロプロテリン
- (245) サラゾスルファピリジン
- (246) ザルコマイシン
- (247) ザルシタビン
- (248) サルブタモール。ただし、内用剤を除く。
- (249) サルメテロール
- (250) 酸化亜鉛・チョウジ油
- (251) 酸化セルロース
- (252) シアナミド
- (253) シアニダノール
- (254) シアノアクリレート
- (255) ジアフェニルスルホン
- (256) 九—ジアルキルアミノノルマルプロピル—ニ—クロル—チオキサントン
- (257) ジエチルカルバマジン
- (258) 四—ジエチルカルバモイルメトキシ—三—メトキシフェニル酢酸プロピル(別名プロパニジド)
- (259) ジギトキシン
- (260) シクラシリソ
- (261) シクラミン酸
- (262) シクロスボリン

- (263) ジクロフェナク。ただし、外用剤(坐剤及び注腸剤を除く。)を除く。
- (264) シクロフェニル
- (265) シクロホスファミド
- (266) ジゴキシン
- (267) ジスルフィラム
- (268) ジソピラミド
- (269) シソマイシン
- (270) ジダノシン
- (271) シタラビン オクホスファート
- (272) ジドブジン
- (273) ジドブジン・ラミブジン
- (274) ジドロゲステロン
- (275) シネパジド
- (276) シノキサシン
- (277) ジノプロストン
- (278) ジノプロストン ベータデクス
- (279) ジヒドロエルゴタミン
- (280) ジヒドロキシフェニルアルキルアミノエタノール。ただし、内用剤を除く。
- (281) ジピリダモール
- (282) シプロフロキサシン
- (283) ジベカシン
- (284) ジベンゼピン
- (285) シベンゾリン
- (286) ジメタクリン
- (287) 臭化イプラトロピウム
- (288) 臭化エチルピペタナート
- (289) 臭化オキシトロピウム
- (290) 臭化カリウム
- (291) 臭化チオトロピウム
- (292) 臭化デメカリウム
- (293) 臭化ナトリウム
- (294) 臭化ピリドスチグミン
- (295) 臭化フルトロピウム
- (296) 硝酸イソソルビド
- (297) ジョサマイシン
- (298) 九・十二—ジヨードステアリン酸
- (299) シラザブリル
- (300) ジラゼブ
- (301) ジルチアゼム
- (302) シルデナフィル
- (303) シルテプラーゼ
- (304) シルニジピン
- (305) ジレバロール
- (306) シンナリジン
- (307) シンバスタチン
- (308) シンフィブラーート
- (309) 水銀。ただし、水銀の塩類及びそれを含有する製剤を除く。
- (310) 水銀ヘマトポルフィリン
- (311) スキシブゾン
- (312) スパルフロキサシン
- (313) スピクロマジン
- (314) スピペロン
- (315) スピロノラクトン
- (316) スマトリプタン
- (317) スルタミシリン
- (318) スルチアム
- (319) スルトプリド
- (320) スルピリド

- (321) スルファジメトキシン
- (322) スルファドキシン・ピリメタミン
- (323) スルファメチゾール
- (324) スルファメトキサゾール・トリメトプリム
- (325) スルファモノメトキシン
- (326) スルフィソミジン
- (327) スルベニシリン
- (328) スルホナール
- (329) 精選コーンスターーチを化学処理して乾燥させたもので2%以下の酸化マグネシウムを含むもの
- (330) セチブチリン
- (331) セチリジン
- (332) セファクロル
- (333) セファトリジンプロピレンゲリコール
- (334) セファドロキシル
- (335) セファレキシン
- (336) セフィキシム
- (337) セフェタメト ピボキシル
- (338) セフォチアム ヘキセチル
- (339) セフカペン ピボキシル
- (340) セフジトレン ピボキシル
- (341) セフジニル
- (342) セフゾナム
- (343) セフチゾキシム
- (344) セフチブテン
- (345) セフテラム ピボキシル
- (346) セフピミゾール
- (347) セフポドキシム プロキセチル
- (348) セフメノキシム
- (349) セフラジン
- (350) セフロキサジン
- (351) セフロキシム アキセチル
- (352) セベラマー
- (353) セボフルラン
- (354) ゼラチンであって、手術後の癒着防止に使用されることが目的とされているもの
- (355) セリプロロール
- (356) ソタロール
- (357) ゾテピン
- (358) ゾニサミド
- (359) ゾピクロン
- (360) ソブゾキサン
- (361) ソリブジン
- (362) D—ソルビトールであって、専ら疾病的診断の補助に使用されることが目的とされているもの
- (363) ゾルミトリプタン
- (364) 唾液腺ホルモン
- (365) タカルシトール
- (366) タクロリムス
- (367) ダナゾール
- (368) タムスロシン
- (369) タモキシフェン
- (370) タランピシリソル
- (371) タリペキソール
- (372) タルチレリン
- (373) 炭酸水素ナトリウム・酒石酸
- (374) 炭酸リチウム
- (375) タンドスピロン
- (376) ダントロレン
- (377) たん白質と結合した多糖類でかわらたけの菌糸体より得られたもの
- (378) チアゾリドマイシン

- (379) チアブリド
- (380) チアベンダゾール
- (381) チアマゾール
- (382) チアンフェニコール
- (383) チオアセタゾン
- (384) チオチキセン
- (385) チオプロペラジン・ジメタンスルホン酸
- (386) チオリダジン
- (387) チクロピジン
- (388) チザニジン
- (389) チニダゾール。ただし、外用剤を除く。
- (390) チミペロン
- (391) チリソロール
- (392) ツロブテロール。ただし、内用剤を除く。
- (393) テオフィリン
- (394) テガフル
- (395) テガフル・ウラシル
- (396) テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム
- (397) デキサメタゾン。ただし、外用剤を除く。
- (398) デキストラン70
- (399) デスマプレシン
- (400) テトラカイン
- (401) テトラキス(ニーメトキシイソブチルイソトリル)銅(I)四フッ化ホウ酸
- (402) テトラサイクリン。ただし、外用剤(眼科用剤を除く。)を除く。
- (403) テトラヒドロキシキノン
- (404) テトロホスミン
- (405) テノホビル ジソプロキシル
- (406) デメコルチン
- (407) デメチルクロルテトラサイクリン。ただし、外用剤を除く。
- (408) テモカブリル
- (409) デュテプラーゼ
- (410) テラゾシン
- (411) デラビルジン
- (412) デラブリル
- (413) テリスロマイシン
- (414) テルグリド
- (415) テルビナфин。ただし、外用剤を除く。
- (416) テルフェナジン
- (417) テルミサルタン
- (418) デンプン部分加水分解物であって、専ら疾病的診断に使用されることが目的とされているもの
- (419) 痘そうワクチン
- (420) ドカルパミン
- (421) ドキサゾシン
- (422) ドキシサイクリン
- (423) ドキシフルリジン
- (424) トスフロキサシン
- (425) ドスレピン
- (426) トドララジン
- (427) ドネペジル
- (428) トフィソパム
- (429) トブラマイシン
- (430) トラザミド
- (431) トラセミド
- (432) トラゾドン
- (433) トラピジル
- (434) トラフェルミン(遺伝子組換え)
- (435) トランドラブリル
- (436) トリアムシノロン。ただし、外用剤を除く。

- (437) トリアムテレン
- (438) トリエンチン
- (439) トリクロホスナトリウム
- (440) トリクロルメチアジド
- (441) トリコマイシン
- (442) トリス—(ペータクロロエチル)—アミン
- (443) トリパミド
- (444) トリフルペリドール
- (445) トリフロペラジン
- (446) トリブロムアセトアルデヒド
- (447) トリヘキシフェニジル
- (448) トリミプラミン
- (449) トリメタジオン
- (450) トリメトキノール。ただし、内用剤を除く。
- (451) トリロスタン
- (452) ドルゾラミド
- (453) トルブタミド
- (454) トルペリゾン
- (455) トレチノイン
- (456) トレミフェン
- (457) ドロキシドバ
- (458) トログリタゾン
- (459) トロピセトロン
- (460) トロンビン
- (461) ナイアラマイド
- (462) ナイスタチン
- (463) ナジフロキサシン
- (464) ナテグリニド
- (465) ナテプラーゼ
- (466) ナドロール
- (467) ナファレリン
- (468) ナフトピジル
- (469) ナリジクス酸
- (470) ニカルジピン
- (471) ニコチン。ただし、咀嚼剤をのぞく。
- (472) ニコランジル
- (473) ニセルゴリン
- (474) ニソルジピン
- (475) ニトレングリピン
- (476) ニトログリセリン
- (477) ニフェジピン
- (478) ニプラジロール。ただし、外用剤を除く。
- (479) 乳酸リングル
- (480) 尿素(¹³C)
- (481) ニルバジピン
- (482) ネオカルチノスタチン
- (483) ネビラピン
- (484) ネモナブリド
- (485) ネルフィナビル
- (486) ノボビオシン
- (487) ノルエチステロン
- (488) ノルエチステロン・メストラノール
- (489) ノルトリプチリン
- (490) ノルフロキサシン
- (491) バイオマイシン
- (492) バカンピシリソ
- (493) バクロフェン
- (494) パッチテストに使用されることが目的とされているもの

- (495) バドロキソビン
- (496) パラアミノサリチル酸
- (497) パラアミノサリチル酸イソニアジド
- (498) パラエチル・スルホニル・ベンズアルデヒドチオセミカルバゾン
- (499) パラシクロビル
- (500) パラメタゾン
- (501) バリウム
- (502) バルガンシクロビル
- (503) バルサルタン
- (504) バルデナフィル
- (505) バルニジピン
- (506) バルプロ酸
- (507) パロキセチン
- (508) ハロタン
- (509) ハロペリドール
- (510) パロモマイシン
- (511) パンコマイシン
- (512) ピオグリタゾン
- (513) ビカルタミド
- (514) ビソプロロール
- (515) ピタバスタチン
- (516) ニーヒドラジノ——フェニル—ニ—プロパン
- (517) ヒドララジン
- (518) ヒドロキシカルバミド
- (519) ヒドロキシジン
- (520) 六—ヒドロキシ—ベータ・ニ・七—トリメチル—五—ベンゾフランアクリル酸—デルタ—ラクトン(別名ト
リオキシサレン)
- (521) ヒドロクロロチアジド
- (522) ヒドロコルチゾン。ただし、外用剤を除く。
- (523) ピブメシリナム
- (524) ピプラドロール
- (525) ピペミド酸
- (526) ピペリデン
- (527) ピポブロマン
- (528) ピマリシン
- (529) ピモジド
- (530) ピモベンダン
- (531) ピラジナミド
- (532) ピラセタム
- (533) ピランテル
- (534) ピリチオキシン
- (535) ピルジカイニド
- (536) ピルブテロール
- (537) ピルメノール
- (538) ピレタニド
- (539) ピロヘプチン
- (540) ピロミド酸
- (541) ピンドロール
- (542) ファドロゾール
- (543) ファルネシル酸プレドニゾロン
- (544) フアロペヌム
- (545) フェキソフェナジン
- (546) フェニトイイン
- (547) 五—フェニル—ニ—イミノ—四—イソオキサゾリシン
- (548) フェニルブタゾン
- (549) ——フェニルペンタノール
- (550) フェニル・メチル・モルフォリン
- (551) フェネチシン

- (552) フェネチルビグアナイド
- (553) フエノキシメチルペニシリン
- (554) フエノテロール。ただし、内用剤を除く。
- (555) フエノフィブラーート
- (556) フエプラゾン
- (557) フエロジピン
- (558) ブクモロール
- (559) ブコローム
- (560) ブシラミン
- (561) ブスルファン
- (562) ブセレリン
- (563) 豚の背部の皮を凍結乾燥し、滅菌したもの
- (564) ブデソニド
- (565) ブドララジン
- (566) ブナゾシン。ただし、外用剤を除く。
- (567) ブニトロロール
- (568) ブフェトロール
- (569) ブプラノロール
- (570) ブホルミン
- (571) ブメタニド
- (572) ブラジオマイシン。ただし、歯科用製剤に限る。
- (573) ブラジカンテル
- (574) ブラステロン硫酸
- (575) ブラゾシン
- (576) 六・七一フラニルーハーメトキシクマリン
- (577) ブラバスタチン
- (578) ブラミペキソール
- (579) ブリミドン
- (580) ブリンゾラミド
- (581) ブルオキシメステロン
- (582) ブルオレセイン
- (583) ブルオロウラシル
- (584) ブルオロピパミド
- (585) ブルコナゾール
- (586) ブルシトシン
- (587) ブルタゾラム
- (588) ブルタミド
- (589) ブルトプラゼパム
- (590) ブルナリジン
- (591) ブルバスタチン
- (592) ブルフェナジン
- (593) ブルベンチキソール
- (594) ブルボキサミン
- (595) ブルリフロキサシン
- (596) ブレオマイシン
- (597) ブレカイニド
- (598) ブレグナンジオール
- (599) ブレグネノロン・アンドロステンジオン・アンドロステンジオール・テストステロン・エストロン・乾燥甲状腺
腺
- (600) ブレドニゾロン。ただし、外用剤を除く。
- (601) ブレロキサシン
- (602) ブロカインアミド
- (603) ブロカテロール。ただし、内用剤を除く。
- (604) ブロカルバジン
- (605) ブロクスウリジン
- (606) ブログルメタシン
- (607) ブロクロルペラジン
- (608) ブロスシラリジン

- (609) フロセミド
- (610) プロチオナミド
- (611) プロナーゼであって、専ら疾病の診断の補助に使用されることが目的とされているもの
- (612) プロパゲルマニウム
- (613) プロパフェノン
- (614) プロピオン酸フルチカゾン。ただし、外用剤(吸入剤を除く。)を除く。
- (615) プロピオン酸ベクロメタゾン。ただし、外用剤(吸入剤を除く。)を除く。
- (616) プロピペリン
- (617) プロピリオドン
- (618) プロピルチオウラシル
- (619) プロフェナミン
- (620) プロブコール
- (621) プロプラノロール
- (622) プロベネシド
- (623) プロペリシアジン
- (624) プロムペリドール
- (625) プロモクリプチン
- (626) プロラクチン
- (627) フロロピパミド
- (628) ヘキサミン
- (629) ベザフィブラーート
- (630) ベスナリノン
- (631) ベタキソロール。ただし、外用剤を除く。
- (632) ヘタシリンカリウム
- (633) ベタヒスチン
- (634) ベータフェニルエチルヒドラジン
- (635) ベタメタゾン。ただし、外用剤(坐剤を除く。)を除く。
- (636) ベタメタゾン・d—マレイン酸クロルフェニラミン
- (637) ベナゼプリル
- (638) ベニジピン
- (639) ペニシラミン
- (640) ベバントロール
- (641) ベプリジル
- (642) ベポタスチン
- (643) ベラパミル
- (644) ベラプロスト
- (645) ペリンドプリルエルブミン
- (646) ペルゴリド
- (647) ペルフェナジン
- (648) ペロスピロン
- (649) ベンジルペニシリンベンザチン
- (650) ベンズブロマロン
- (651) ベンチルヒドロクロロチアジド
- (652) ベンチルヒドロクロロチアジド・レセルビン・カルバゾクロム
- (653) ベンチロミド
- (654) ペンブトロール
- (655) 抱水クロラール
- (656) ボグリボース
- (657) ホスアンプレナビル
- (658) ホスフェストロール
- (659) ホスホマイシン
- (660) ポドフィル酸
- (661) ホパンテン酸
- (662) ポピンドロール
- (663) ホリナート
- (664) ポリミキシンB
- (665) マキサカルシトール
- (666) マザチコール

- (667) マニジピン
- (668) マプロチリン
- (669) マリドマイシン
- (670) マロチラート
- (671) ミアンセリン
- (672) ミカマイシン
- (673) ミクロノマイシン
- (674) ミコナゾール。ただし、外用剤を除く。
- (675) ミコフェノール酸モフェチル
- (676) ミソプロストール
- (677) ミゾリビン
- (678) ミチグリニド
- (679) ミデカマイシン
- (680) ミトタン
- (681) ミドドリン
- (682) ミトブロニトール
- (683) ミノサイクリン
- (684) ミルナシプラン
- (685) ムピロシン
- (686) メキサゾラム
- (687) メキシレチン
- (688) メサラジン
- (689) メスタノロン
- (690) メストラノール・リネストレノール
- (691) メチアジン酸
- (692) メチキセン
- (693) メチクラン
- (694) メチラポン
- (695) メチルエルゴメトリル
- (696) ニーメチル—ニーオルトリルキナゾロン
- (697) メチルジゴキシン
- (698) メチルテストステロン。ただし、外用剤を除く。
- (699) メチルドパ
- (700) メチルビス—(ベータクロロエチル)—アミン(別名メクロルエタミン)
- (701) メチルビス—(ベータクロロエチル)—アミンオキシド(別名ナイトジエンマスターード—エヌ—オキシド)
- (702) メチルプレドニゾロン
- (703) —(三・四—メチレンジオキシフェニル)—ニ—ヒドラジノプロパン
- (704) メテノロン
- (705) メトキサレン。ただし、外用剤を除く。
- (706) メトレキサート
- (707) メトプロロール
- (708) メトホルミン
- (709) メドロキシプロゲステロン
- (710) メトロニダゾール。ただし、外用剤を除く。
- (711) メピチオスタン
- (712) メフルシド
- (713) メフロキン
- (714) メプロバメート
- (715) メベンダゾール
- (716) メリトラセン
- (717) メルカブトプリン
- (718) メレファラン
- (719) モサプラミン
- (720) モペロン
- (721) ヨウ化エコチオフェイト
- (722) ヨウ化カゼイン
- (723) ヨウ化チロジン
- (724) ヨウ素レシチン

- (725) ラタノプロスト
 - (726) ラナトシドC
 - (727) ラベタロール
 - (728) ラベプラゾール
 - (729) ラマトロバン
 - (730) ラミブジン
 - (731) ラミブジン・硫酸アバカビル
 - (732) ラモセトロン
 - (733) ラロキシフェン
 - (734) ランソプラゾール
 - (735) ランソプラゾール・アモキシシリン・クラリスロマイシン
 - (736) リオチロニン
 - (737) リザトリプタン
 - (738) リシノプリル
 - (739) リスペリドン
 - (740) リセドロン酸
 - (741) リトドリン
 - (742) リトナビル
 - (743) リネゾリド
 - (744) リバビリン
 - (745) リファンピシン
 - (746) リマプロスト アルファデクス
 - (747) 硫酸イソプロテレノール・デキサメタゾン・臭化メチルアトロピン
 - (748) 硫酸ラジオマイシン・酢酸ヒドロコルチゾン
 - (749) 硫酸ラジオマイシン・酢酸プレドニゾロン
 - (750) 硫酸ラジオマイシン・メチルプレドニゾロン
 - (751) 硫酸ラジオマイシン・リン酸ベタメタゾンナトリウム
 - (752) リルゾール
 - (753) リルマザホン
 - (754) リンコマイシン
 - (755) リン酸エストラムスチン
 - (756) リン酸プレドニゾロンナトリウム
 - (757) リン酸ベタメタゾンナトリウム。ただし、眼科用剤及び耳鼻科用剤を除く。
 - (758) レシナミン
 - (759) レセルピン
 - (760) レセルピン・塩酸ヒドララジン・ヒドロクロロチアジド
 - (761) レナンピシリン
 - (762) レフルノミド
 - (763) レボチロキシン
 - (764) レボドパ
 - (765) レボドパ・塩酸ベンセラジド
 - (766) レボドパ・カルビドパ
 - (767) レボフロキサシン
 - (768) レボメプロマジン
 - (769) ロキシスロマイシン
 - (770) ロキタマイシン
 - (771) ロサルタン
 - (772) ロスバスタチン
 - (773) ロピナビル・リトナビル
 - (774) ロフェプラミン
 - (775) ロベンザリット
 - (776) ロメフロキサシン
 - (777) ロメリジン
 - (778) ロラタジン
 - (779) ワルファリン
- 九 次に掲げるもの及びその製剤であって、動物に使用することを目的とするもの
- (1) オキシトシン
 - (2) 血清性性腺刺激ホルモン

(3) 胎盤性性腺刺激ホルモン